

「(仮称) 三次市教育大綱・三次市教育振興基本計画 (素案)」に関するご意見とそれに対する三次市教育委員会の考え方

令和6年3月18日

部署名：文化と学びの課

「(仮称) 三次市教育大綱・三次市教育振興基本計画 (素案)」について、令和6年2月16日から3月8日まで三次市のホームページ等を通じてご意見を募集したところ、1通(2件)のご意見をいただきました。

お寄せいただいたご意見と、それに対する三次市の考え方について、以下のとおり取りまとめましたので、ご報告します。

今回、ご意見をお寄せいただきました方のご協力に厚く御礼申し上げます。

番号	ご意見の内容	三次市教育委員会の考え方
1	P10 基本施策「(1) 新しい時代に求められる資質・能力や確かな学力の育成」について 学力や読解力、表現力などが向上されるための施策では、発達障害、ASD、ADHD、学習障害など多様な特性を持ち、困難な状況にある子どもやその親や養育者は教育とのつながりから取りこぼされてしまいます。 学力を伸ばしたい子がのびのびと学び育成される環境と同じくらいのボリュームで、学力指針以外のそれぞれの得意分野に十分に取り組める経済的支援と環境を整えるための施策を盛り込んでください。	ご意見については、P11「(2)多様な居場所や学びの場の創出」の「すべての児童生徒について、各個人の有する能力を伸ばしつつ、安心して過ごせる多様な居場所づくりや、地域全体で子どもたちを育む学びの場を創出します。」、P12「(3)学校・家庭・地域等の連携協働」の「コミュニティ・スクールと地域学校協働活動との一体的な推進により、多様なつながりの場の創造」や具体的施策の「中学校部活動の地域移行の推進」に通じる考え方と捉えています。 また、本市としては、学びの環境を保障していくため、就学援助制度や奨学金制度による経済的支援を行っています。引き続き、制度の周知に努めていきます。 ご意見を参考にしながら、本計画の推進に取り組んでいきます。

2	<p>P11 基本施策「(2)多様な居場所や学びの場の創出」について</p> <p>いじめや暴力行為に及んでしまう児童生徒のケアについても明記してください。不登校になるのがいじめや暴力行為によって傷ついた側ではなく、加害者を暴力に及んでしまう環境(学校)から離して適切なケアを行う必要があります。被害者の安心して登校し学ぶ権利を守ってください。加害者ケアを徹底すれば不登校は確実に減ると思います。</p> <p>文科省から各教育委員会に、「いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について」という通達があり、加害児童生徒への指導・支援について記載されています。</p>	<p>ご意見については、具体的施策の「いじめ・不登校等の対策及び生徒指導の充実による安全な居場所と学びの場づくり」に通じる考え方であると捉えています。</p> <p>文部科学省からの通知は認識しています。いじめ加害側の児童生徒及びその保護者への指導・援助の徹底により、再発防止に努め、安全で安心な学びの場の確保に努めます。</p>
---	--	---

<連絡先>

部署名：三次市教育委員会 文化と学びの課

住 所：三次市十日市中二丁目 8 番 1 号

電 話：0824-62-6182

ファックス：0824-62-6288

電子メール：bunka@city.miyoshi.hiroshima.jp